

# 知らない間に消防法違反に!?

重大な消防法違反は、建物の増改築や接続  
または用途変更が原因で発生しています!

## 事例1

既存倉庫に、木造の倉庫を**増築**



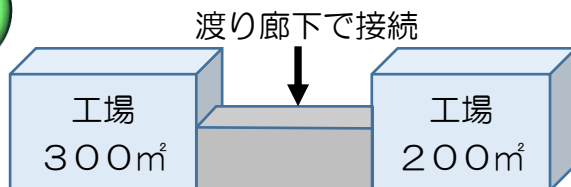
屋内消火栓設備  
未設置!

※準耐火構造の緩和要件が適用されず屋内消火栓設備の設置が必要となった事例



## 事例2

渡り廊下や屋根で建物を**接続**



自動火災報知設備  
未設置!

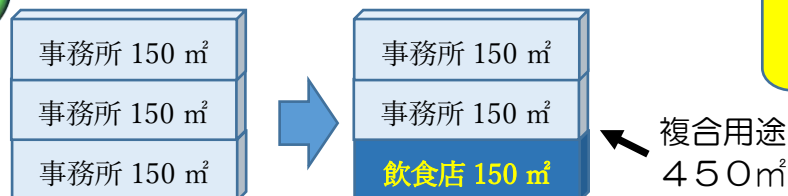
※2棟の延べ面積が合算され、自動火災報知設備の設置が必要となった事例



## 事例3

事務所から飲食店に**用途変更**

1階に飲食店が入店



自動火災報知設備  
未設置!

※建物の用途が変更され、自動火災報知設備の設置が必要となった事例



## 消防法に違反した場合

- 1 公表制度の対象となる場合があります。  
消防本部のホームページに建物名称、所在地、違反内容等を掲載する場合があります。
- 2 行政処分の対象となる場合があります。  
消防法令に基づく命令や告発による罰則を受けることがあります。命令を受けると建物の出入口に危険を知らせる標識が設置されます。



まずは、  
消防本部予防課に  
相談を!!



【お問合せ先】  
御殿場市・小山町広域行政組合  
消防本部予防課  
0550-83-0119